

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（検査役が提供する電磁的記録）</p> <p>第四十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録としての電磁的記録媒体及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（検査役が提供する電磁的記録）</p> <p>第四十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録としての磁気ディスク及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。</p> <p>一・二（略）</p>